

## 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和3年度決算見込み)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 67,381百万円

### 1. 社会保障施策の充実(39,571百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・子ども育て	子ども・子育て支援給付費	34,619	0	0	21,980	12,639
	地域子ども・子育て支援事業費	4,758	0	5	2,788	1,965
	児童保護措置費	4,864	2,459	18	91	2,296
高の無償教育化	県設立公立大学法人授業料等減免事業費	149	0	0	149	0
	私立専門学校授業料等減免事業費	3,000	1,500	0	1,500	0
医療・介護	後期高齢者医療負担金	77,263	0	0	664	76,599
	国民健康保険助成費	48,857	0	0	3,612	45,245
	難病等対策費	4,940	2,515	0	2,409	16
	地域医療総合確保事業費	3,142	2,058	55	1,029	0
	介護給付費負担金	62,212	0	0	4,107	58,105
	介護保険地域支援事業交付金	4,219	0	0	433	3,786
	地域介護総合確保事業費	2,372	1,581	0	791	0
	診療報酬の充実	21,018	4,935	3	18	16,062
合計	271,413	15,048	81	39,571	216,713	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみは、「診療報酬の充実」に計上。

### 2. 社会保障施策の充実以外の使途(27,810百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。